

第一種特定原産地証明書発給手数料「後日振込払い」について

2023年6月

日本商工会議所

1. 後日振込払いの対象となる第一種特定原産地証明書

直近2か月のいずれの月においても、1か月あたりの証明書受給件数が10件以上、または1か月あたりの手数料支払い額の合計が2万5千円以上の企業。

2. 発給手数料後日振込払いの誓約書の提出（発給申請企業→日商）

- 発給申請企業は日商に誓約書をメールで提出ください。
- 法人単位での申し込みになります。同一企業の事業所・支店単位での申し込みはできません。
- いったん後日振込払いが適用されると、請求に関する日商からの問い合わせ等は企業登録における連絡先担当者に対応いただくことになります。
- 当該誓約書が前月末の7営業日前までに日商に到着したのものについては、翌月の発給承認分の発給手数料から後日振込の対象となります。

例) 2023年6月22日までに誓約書が日商に到着→2023年7月承認分より後日振込対象

3. 証明書の発給申請

後日振込が適用されると、手数料納付方法が「現金」か「後日払い」のどちらかになり、発給申請入力時に選択します。（証明書が電子発給（PDF、データ交換）される協定は「後日払い」のみ。）

4. 証明書の交付

（1）窓口交付

- 発給申請の審査が進み交付準備が完了すると発給事務所窓口で証明書を受給できます。発給システムのメインメニューから発給申請書入力を開き、発給申請状況照会一覧画面で審査状況を確認してください。発給申請時に交付準備完了後のメール送信を希望しておくと、交付準備完了の通知をメールで受け取ることができます。
- 発給申請者は、交付準備完了になった案件の受領書（後掲のイメージご参照）を発給システムで印刷し申請事務所窓口へ提出ください。
受領書の印刷方法：https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=92
- 提出いただいた受領書（申請者控え）に、発給事務所の受領印を押印のうえ、証明書とともにお渡しします。

（2）PDF 交付

PDF ファイルで発給している協定の証明書は、発給申請が承認されると同時に交付済となります。発給システムで証明書のPDF ファイルをダウンロードしてください。

証明書のPDF ファイルダウンロード方法：

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=95

(3) データ交換方式における交付

データ交換方式で発給している協定の証明書は、発給申請が承認されると同時に交付済となります。システムトラブル等により、証明書のデータが相手国税関に送信されない場合に備えて、発給システムで交付済の証明書の PDF ファイルをダウンロードすることが可能です。

証明書の PDF ファイルダウンロード方法：

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=95

(4) 郵送による交付

発給申請が承認または交付準備完了になった案件は、証明書の郵送依頼が可能になります。以下リンクを参照し発給システムで後日請求郵送依頼の入力をしてください。

証明書の郵送依頼方法：<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/gojitsu.pdf>

5. 証明書発給手数料の請求

後日振込払いが適用されると、適用開始月に発給システムメインメニューに「Web 請求書」が追加されます。毎月 15 日（休日の場合は翌営業日）に前月交付分の請求書が公開されるので内容を確認ください。

6. 手数料算出方法

- 発給手数料、郵送料は下記のルールで月ごとに集計されます。
発給手数料：発給事務所で「交付」した日（発給システム上の交付日）
郵送料：発給申請企業が後日請求郵送依頼を入力した日
- 月末に後日請求郵送依頼した場合、郵送料と手数料に月ずれが生じることがあります。
例）2023年5月31日に郵送依頼入力、6月1日に事務所が交付した案件
→郵送料は5月分請求書に計上され、発給手数料は6月分請求書に計上されます。

7. 証明書発給手数料の振込

- 請求月の翌々月25日（休日の場合は、翌営業日）までに、以下指定口座に一括振込みください。

みずほ銀行丸之内支店 普通 2876982

口座名義 日本商工会議所（※事前振込の指定口座とは異なります。ご注意ください。）

【ご参考】2023年6月発給分の手数料振込までの日程例

2023年7月18日までに 発給システムで請求書が公開される

2023年9月25日までに 請求金額を日商指定口座へ振込

- 振込手数料は振込人負担でお願いいたします。
- 振込人名義は、必ず発給申請企業名としてください。
- 請求金額は指定の期日までに一括でお振込みください。指定の期日から1か月以上経過してもお振込みだけない場合には、後日払いの適用を停止する場合があります。

8. 誓約書提出先および照会先

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル

TEL : (03) 3283-7850

E-mail : tokuteico@jcci.or.jp

《発給事務所窓口で証明書を受給する場合：発給システムから印刷した受領書イメージ》

※日本商工会議所提出用、申請者控の2枚を申請事務所窓口へ提出ください。

日スイス協定

後日振込・受領書 (日本商工会議所提出用) 2023年02月10日

日本商工会議所
名古屋事務所 御中

申請者名 **株式会社 日商商事**
日商 一部

第一種特定原産地証明書引換書

以下の発給受付番号の第一種特定原産地証明書の引換をお願いいたします。

(合計)	1件	¥2,100 (非課税)
(発給受付番号)	(金額)	
1. No. XXXXXXX	¥2,100	



事務用伝票用印

1/1

日スイス協定

後日振込・受領書 (申請者控え) 2023年02月10日

日本商工会議所
名古屋事務所 御中

申請者名 **株式会社 日商商事**
日商 一部

第一種特定原産地証明書引換書

以下の発給受付番号の第一種特定原産地証明書の引換をお願いいたします。

(合計)	1件	¥2,100 (非課税)
(発給受付番号)	(金額)	
1. No. XXXXXXX	¥2,100	



事務用伝票用印

1/1

《請求書および明細書イメージ》

原産地証明書発給システム

0件		判定依頼中	0件
0件	企業	判定手続中	0件
0件		監約書申請	0件

※有効期限が30日以内の同意通知を受けてい

■■ メインメニュー ■■■■■■

発給申請

- [発給申請書入力](#)
- [原産品同意通知書照会](#)
- [引換書・受領書印刷](#)
- 後日請求書作成
- [Web請求書](#)

Web請求書

請求対象月 2023/6 v 表示 戻る

請求月を選択して表示

No. XXXXXXXXXXX-1
2023年7月18日

XXXXXXXXXX 株式会社 様

東京都千代田区丸の内3-2-2
日本商工会議所
登録番号：T5010035003875

請求書

第一種特定原産地証明書（2023年6月発給分）の手数料として、下記のとおりご請求申し上げますので、9月25日までに下記口座にお振込みください。

請求金額	¥63,540
(内訳)	
発給手数料（非課税）	¥62,500 (25件分)
送料（消費税10%込）	¥1,040 (2回分)
請求金額合計	¥63,540
請求金額のうち消費税額	¥94

（※明細は別添請求書明細をご参照ください。）

金融機関	支店	種別	口座番号	口座名義
みずほ銀行	丸之内支店	普通	2876982	日本商工会議所

※ 振込に際して、振込人名義については、発給申請者（企業名）および請求書番号（頭4桁）としてください。
 ※ 振込手数料は振込人負担をお願いいたします。
 ※ 振込は一括をお願いします。

お問い合わせ先 日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当
電話：03-3283-7850

Page: 1/1

< 請求明細 > XXXXXXXXXXX 株式会社 様

No. XXXXXXXXXXXXX-1

(発給手数料) (合計 62,500円)

【日商 太郎 様 申請分 (62,500円)】

日スイス	(22件)	(57,000円)	発給交付日	発給受付番号	手数料
6月2日			6月2日	XXXXXXXXXX	2,500
6月2日			6月2日	XXXXXXXXXX	2,500
6月2日			6月2日	XXXXXXXXXX	2,500
6月2日			6月2日	XXXXXXXXXX	2,500
6月2日			6月2日	XXXXXXXXXX	2,500
6月14日			6月14日	XXXXXXXXXX	2,500

Page: 1/1

< 請求明細 > XXXXXXXXXXX 株式会社 様

No. XXXXXXXXXXXXX-1

(送料) (合計 1,040円)

【日商 太郎 様 届送依頼分 (1,040円)】

届送依頼日	発給受付番号	送料
6月1日	XXXXXXXXXX	520
	XXXXXXXXXX	
6月12日	XXXXXXXXXX	520
	XXXXXXXXXX	

年 月 日

日本商工会議所 御中

発給申請企業名 : _____
企業登録住所 : (〒 _____)

代表者役職名 : _____
代表者氏名 : _____
企業登録番号 : _____

第一種特定原産地証明書発給手数料の後日振込についての誓約書

当社が受給する全ての経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給手数料については、貴所からの請求に基づき、遅滞なく請求額を振り込むことを誓約いたします。

なお、

1. 指定の期日から1か月以上の振込遅延があった場合、後日払いの適用を停止されることについて承諾いたします。
2. 貴所からの請求書に関する問い合わせ等に対し、当社の企業登録における連絡先担当者が適切に対応することを誓約いたします。

当該誓約書が前月末の7営業日前までに日本商工会議所に到着したものににつきましては、翌月の発給承認分の発給手数料から後日振込の対象となります。（例）2023年6月22日までに誓約書が到着→後日対象開始月2023年7月承認分より

日商使用欄		
誓約書受領日	後日適用可否	後日適用開始日
	可 否	